

27長寿第68377号

平成28年1月15日

各介護保険事業者等管理者 殿

香川県健康福祉部長寿社会対策課長

( 公 印 省 略 )

「社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドライン」及び「作成例「新型インフルエンザ等発生時における業務継続計画（モデル）」」について

日頃、本県の介護保険行政に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

今般、標記につきまして、厚生労働省健康局結核感染症課外4課から事務連絡がありましたので、お知らせします。

新型インフルエンザ等の発生時におけるサービス提供の継続や利用者・職員の安全確保の観点から各社会福祉施設等における業務継続計画（「新型インフルエンザ等発症時において業務を継続的に実施するための計画」）の作成に活用して頂きますよう、厚生省のホームページに「社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発症時の業務継続計画（モデル）」等が掲載されました。

また、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の施行により、「新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」（平成25年厚生労働省告示第369号）に定める社会保険・社会福祉・介護事業における特定接種に係る登録事業者の登録が今後開始されることとなります（今年度中を予定）

同法に定める特定接種の登録事業者となるために社会福祉施設等の事業者が申請する際には、業務継続計画の作成が必要となることを申し添えます。

- ・「社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発症時の業務継続ガイドライン」など

(URL:<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108629.html>)

香川県健康福祉部長寿社会対策課

施設サービスグループ

在宅サービスグループ

TEL: 087-832-3268

087-832-3274